

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

遺産の分割が決まらないときの配偶者の税額軽減

Q：相続税の申告期限が間近になりましたが、遺産分割の協議がなかなかまとまりません。このような場合でも、配偶者の税額軽減は受けられますか。

A：配偶者に対する税額軽減は、遺産分割協議が申告期限までに決まっていなければ適用されません。

【解説】

配偶者に対する相続税額の軽減は、配偶者のための税負担を考慮して設けられたものですから、原則として、その相続や遺贈に係る相続税の申告書の提出期限までに、その相続や遺贈によって取得した財産の全部又は一部が共同相続人又は包括受遺者によってまだ分割されていない場合には、その分割されていない財産は、税額軽減額の計算の基礎となる「配偶者に係る課税価格」には含まれないこととされています。

なお、申告期限までに分割されていない財産が、その申告期限から3年以内に分割された場合には、その分割によって配偶者が取得した財産は、税額軽減額の計算の基礎となる「配偶者に係る課税価格」に含ませることができます。

また、申告期限から3年を経過する日までに分割ができない場合であっても、やむを得ない事情がある場合には、その分割ができることとなった日の翌日から4カ月以内に分割された財産で配偶者が取得した財産については税額軽減額の基礎とすることができます。

